

農地転用許可に係る権限移譲等について（概要）

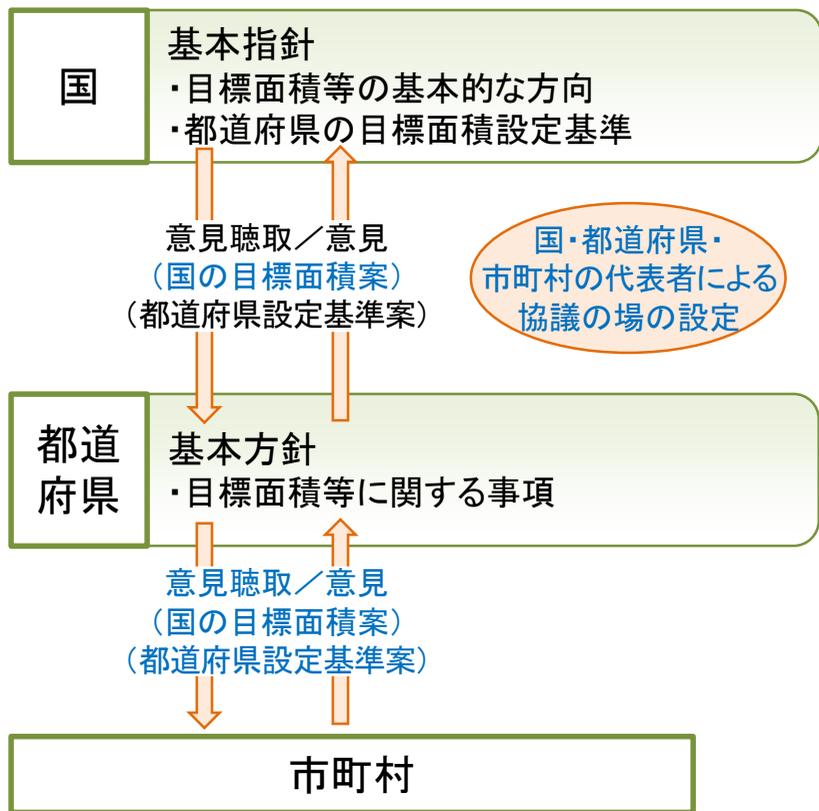
農地の総量確保のための仕組みの充実

- 国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築
 - ・ 地域における農地の実情を反映（市町村の参画）
→市町村の意見聴取手続きの創設
地方六団体提言の検証 など
 - ・ 国と地方の十分な議論を担保
→国・都道府県・市町村の協議の場を設定 など

農地転用許可の権限移譲等

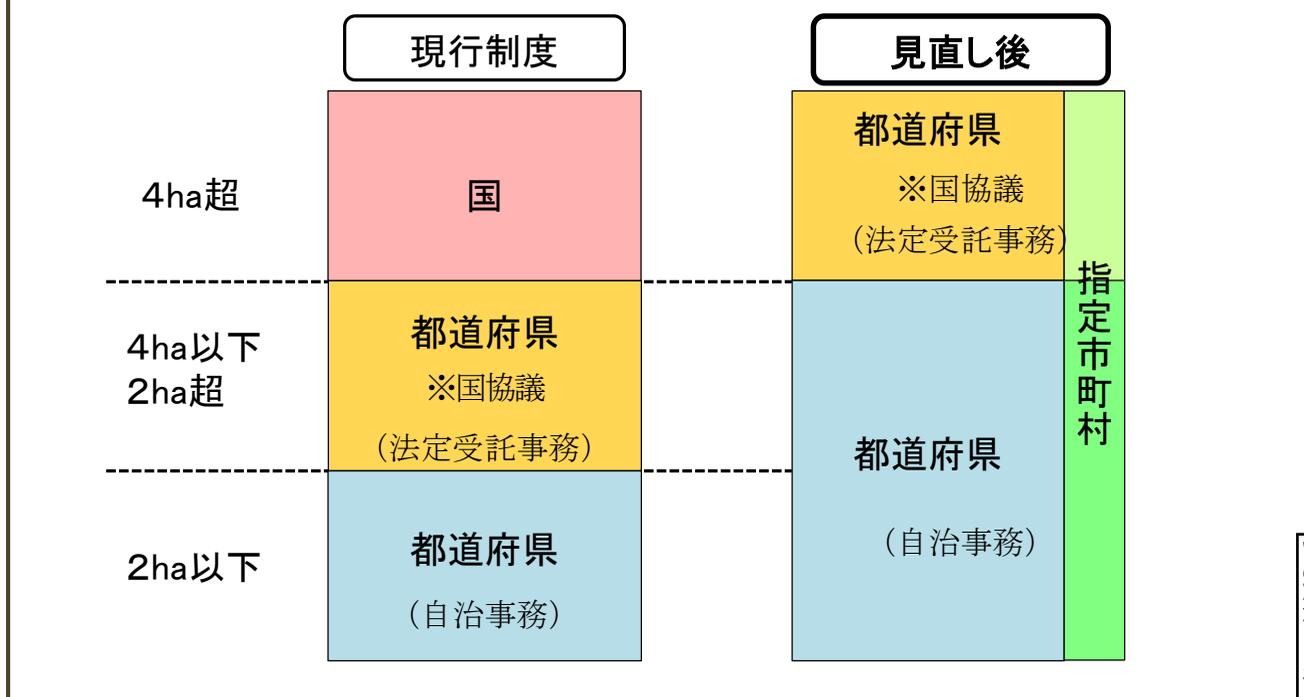
- 農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等
 - ・ 2～4haの農地転用に係る国協議は廃止
 - ・ 4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県（下記の指定市町村にあっては、当該指定市町村）に移譲
 - ・ 農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲

27



※上記過程の中で、地方六団体提言の実効性を検証し、今後の制度設計の議論に反映

〔青字は、今回の見直し内容を記載〕



○都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付けの在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討

○権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換を踏まえ、必要に応じ転用基準の明確化等を行うとともに、事例集の作成など制度の適正な運用に資する支援